

保育所等の給食費（副食費）の無料化について

1 目的

就学前教育・保育施設における給食費（主食費及び副食費をいう。以下同じ）の取扱いにつきましては、1号認定児童（認定こども園等）は主食費及び副食費を全て実費負担、2号認定児童（保育所等（3～5歳））は主食費のみ実費負担で副食費は保育料に含まれており、3号認定児童（保育所等（0～2歳））は主食費及び副食費とも保育料に含まれています。

本年10月からの実施が予定されている国の幼児教育・保育の無償化施策では、児童の年齢や利用施設によって給食費の取扱いが異ならないよう、給食費は保護者負担となる予定です。（0～2歳児の非課税世帯については給食費も含めて無償化の対象となる予定です。）

一方で、本市が平成28年9月より実施している第2子以降保育料無料化事業では、保育料に含まれている給食費についても無料化の対象としています。

このため、国の無償化施策が実施された場合、保護者の負担増となったり、第1子と第2子以降で給食費の取扱いが異なることとなります。

このような制度上の相違点について整合性を図り、同年齢の児童の取扱いを統一するとともに、子育て家庭の経済的な負担を軽減し、子育てしやすい環境を一層整えるため、国の無償化施策では対象とならない保育所及び認定こども園における副食費について、無料化するものです。

2 事業内容

国の無償化施策では保護者負担となる給食費のうち、現在、市独自で実施している第2子以降保育料無料化事業で対象としている副食費について、引き続き、無料化の対象とするとともに、これまで市の無料化事業では対象としていない3～5歳児の第1子や認定こども園を利用する1号認定児童（幼稚園部分）の副食費についても新たに無料化の対象とします。

3 対象施設及び児童

対象施設	対象児童
保育所	2号認定児童（3～5歳）
認定こども園	1号認定児童（3～5歳）、2号認定児童（3～5歳）

4 実施時期

平成31年10月（国の幼児教育・保育の無償化施策に合わせて実施）

5 予算措置

予算額110,000千円（平成31年度当初予算に計上）